

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

中央労働基準監督署安全衛生課
労働基準監督官 中川 優佳

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 全国安全週間の趣旨
2. 本年度のスローガン及び実施期間
3. 主唱者、協賛者、協力者、実施者
4. 準備期間中及び全国安全週間に実施していただきたい事項
5. 継続的に実施していただきたい事項
6. 本年度の労働災害防止対策のポイント
7. まとめ

令和7年度全国安全週間実施要綱→



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

1. 全国安全週間の趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で**98回目**を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く**増加傾向**に歯止めがかからない状況となっている。

特に、**高齢労働者の増加**等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された**第 14 次労働災害防止計画**に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。



令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

2.本年度のスローガン及び実施期間

スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

実施期間

**7月1日から7月7日まで
(準備期間：6月1日から6月30日まで)**

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

3.主唱者、協賛者、協力者、実施者

主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 者

**建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会**

協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

実 施 者

各事業場

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

4. 準備期間中及び全国安全週間に実施していただきたい事項

6つの事項

- 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（安全衛生活動の推進）

安全衛生活動の推進（一部抜粋）

①安全衛生管理体制の確立

- ・年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規定及び安全作業マニュアルの整備

②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ・就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

③自主的な安全衛生活動の促進

- ・発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- ・職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④リスクアセスメントの実施

- ・リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤その他の取組

- ・外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（業種横断的な労働災害防止対策）

労働災害防止対策（一部抜粋）

①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

②高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ・母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

③交通労働災害防止対策

- ・適切な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

④熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ・熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底 **NEW**

⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ・請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施 **NEW**

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（第三次産業）

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ・ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（陸上貨物運送事業）

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ・ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ・ 積み卸しに配慮した積付けによる荷崩れ防止対策の実施
- ・ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・ トラックの逸走防止措置の実施
- ・ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（建設業）

建設業における労働災害防止対策（一般的事項）

- ・「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ・足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（建設業）

建設業における労働災害防止対策（個別事項）

- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ・令和 6 年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（製造業）

製造業における労働災害防止対策

- ・ 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ・ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ・ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメントの実施に資する残留リスク情報の提供 

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

5. 継続的に実施していただきたい事項（林業）

林業における労働災害防止対策

- ・ チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

6. 本年度の労働災害防止対策のポイント

高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

なぜ重要？

- ・ 令和 7 年度のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」
- ・ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化
- ・ 高年齢者や外国人労働者の労働力は社会の継続のために不可欠

どんな対策が必要？

- ・ 高年齢者に対しては、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- ・ 外国人労働者に対しては、母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

厚生労働省HP「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」→



厚生労働省HP「外国人労働者の安全衛生管理」→



令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

6. 本年度の労働災害防止対策のポイント

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

なぜ重要？

- ・ 職場における熱中症による死傷者数は過去最多となっている
- ・ 熱中症の重症化を防ぐためには早期発見及び早期対応が重要
- ・ 安衛則が改正され、2025年6月1日から職場における熱中症対策が強化された

どんな対策が必要？

（ざっくりまとめると…）

- ・ 熱中症を生ずるおそれのある作業（「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業）を行うときは、あらかじめ

①報告体制の整備＋周知

②熱中症対応手順の策定＋周知



厚労省HP「令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」→

令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

6. 本年度の労働災害防止対策のポイント

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

監督署に寄せられた質問

Q. 罰則はあるのか。どの程度か。

A. 安衛則第612条の2の根拠条文は安衛法第22条第2号である。従って、罰則は6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金となる（安衛法第119条第1号）。

Q. 派遣労働者について、熱中症対策は派遣元と派遣先どちらに義務があるのか。

A. 派遣法第45条の規定により、安衛法第22条のの措置義務は派遣先にある。ただし、職場における安全と健康を確保する事業者の責務（安衛法第3条）は派遣元・派遣先どちらにもある。

Q. 一人親方やフリーランス等自社の労働者でない者に対する措置も必要か。

A. 安衛則第612条の2の主語は「事業者」、対象は「当該作業に従事する者」となっている。よって、自社の労働者に限らず、作業を行う者全てに対し熱中症対策が必要。ただし、一人親方やフリーランスは事業者であるため、自身も措置義務者である。

令和 7 年 5 月 20 日 付け 基発 0520 第 6 号

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」→



令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

6. 本年度の労働災害防止対策のポイント

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

なぜ重要？

- ・ 一人親方はこれまで安衛法に基づく措置の対象とされていなかった
- ・ 建設アスベスト訴訟の最高裁判決で、掲示規定義務やその内容について規制権限を行使しなかったことは違法とされた
- ・ 安衛則が改正され、2023年4月1日から業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策が強化された

どんな対策が必要？

(ざっくりまとめると…)

- ・ 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施する
- ・ 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施する

厚生労働省HP「一人親方等の安全衛生対策について」→



令和 7 年度全国安全週間実施要綱について

7. まとめ

今年度のスローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

令和 6 年の労働災害派生状況

- ・ 死亡者数は過去最少。休業4日以上之死傷者数は4年連続で増加。
- ・ 高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加。
- ・ 死亡災害の事故型別では、依然として墜落・転落が最多。

本年度の労働災害防止対策のポイント

- ・ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ・ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ・ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ご清聴ありがとうございました。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare